

家庭裁判所調査官 ～子どもの気持ちを聴く～

家族や子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭裁判所で取り扱う問題は、ますます複雑で難しいものとなっています。

家庭裁判所調査官は、家事調停や家事審判等の家庭をめぐる事件や少年非行の事件において、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知識や技法を活用して、家庭裁判所がよりよい解決を導くのに貢献しています。

ここでは、家事調停や家事審判等の手続における家庭裁判所調査官の活動を中心に説明します。



子どもの福祉と家庭裁判所調査官

近年、離婚後に父母がどのように子どもと関わるかをめぐって対立することが多くなっています。



子どもが父母の争いに巻き込まれると、長い間にわたる深刻な心の傷を受けます。子どもによっては、父母の間を取り持とうと無理に努力したり、不安な気持ちを抱えきれなかったりして、頭痛などの症状をあらわす場合もあります。

離婚は夫婦だけの問題ではなく、子どもにとっても大きな問題です。離婚に当たっては、子どもの気持ちに配慮し、子どもの福祉を確保しながら、離婚後の親子関係をどうするかを考えていくことが必要です。

家庭裁判所調査官は、子どもの親権や離婚後の親と子どもの交流などについて、裁判官の命令を受けて調査をしています。調査では、親と会うほか、子どもと会ったり、家庭訪問、学校訪問などを行ったりします。

子どもとの面接



家庭訪問

学校訪問



子どもの気持ちを聴く

家庭裁判所調査官が子どもに会って話を聴くときは、父母の争いのさなかに置かれている子ども一人ひとりの発達の状況や心身の状態などに十分に配慮します。

子どもと会う際には、学校のことや友達のことを聞きながら、子どもが話しやすい状況をつくり、子どもが父母と普段どのように関わり、どんな気持ちを持っているのかなどを自由に話してもらうことを通じて、その子どもの気持ちをつかむようにします。

子どもが幼かったり、父母に対する遠慮からその気持ちをうまく話せなかったりする場合などには、心理テストなどを用いて、その子の心の状態を把握することもあります。

親子関係を詳しく把握するため、親子が交流する場面に立ち会うこともあります。このような交流を通して父母が子どもの気持ちに気づき、主体的に紛争を解決できるように援助することも大切です。

また、子どもの福祉に沿った解決を実現するために、保育園や学校、児童相談所など、地域の関係機関と協力することもあります。



このような調査の結果を踏まえ、子どもにとって最もよい解決方法を検討し、裁判官に報告します。また、その内容を父母にも説明するなどして、話し合いのお手伝いをすることもあります。



家事事件手続法が、早ければ平成25年1月に施行されます。この法律では、未成年者である子どもがその結果により影響を受ける家事事件において、家庭裁判所は調停及び審判をするに当たり、子どもの意思を把握するように努め、年齢や発達の程度に応じてその意思を考慮しなければならないことが定められました。

この法律が制定される前から、家庭裁判所調査官は「子どもの気持ちを聴く」という役割を担ってきましたが、こうした役割は、今後ますます重要になっていくものと考えられます。

家庭裁判所調査官の研修体制

最高裁判所が実施する試験に合格し、家庭裁判所調査官補として採用されると、約2年間の養成研修を受けた後、家庭裁判所調査官に任命されます。

その後も各種の研修に参加し、家庭裁判所調査官としての専門的な知識や技法を向上させていくこととなります。